



育成センター

こうほう

発行元 板野東部青少年育成センター組合
板野郡北島町中村字上地23番地1 北島町役場5階
TEL:698-3440 FAX:698-8810
相談電話:698-8780
E-mail:itanotobu-ikusei@mb.pikara.ne.jp

《 育成センターからのお知らせ 》

育成センターでは、青少年の非行防止や健全育成を目的として次の活動を行っています。

1. 補導活動

松茂町・北島町内を「あゆみ号」で街頭補導を行っています。

補導員や警察関係者、学校の先生と一緒に巡回しています。



2. 相談活動

悩み事や困り事等の相談を受けています。一人で悩まず育成センターまでご相談ください。

相談電話088-698-8780

※来所される場合は事前にご連絡ください

3. 健全育成活動

小学生の親子を対象とした親子ふれあい事業や中学生対象のリーダー養成研修会の他に非行防止作文や標語を募集し、優秀作品をセンター発行の広報紙やカレンダーに掲載しています。

4. 環境浄化活動

白いポスト（キョーエイ北島店・JR勝瑞駅）を設置し有害図書類を回収しています。

5. 不審者対応

不審者が出た場合、学校や関係各所へファックスで情報を伝え、周辺地域での防犯パトロールを実施しています。被害の未然防止のため、のぼり旗を設置しています。不審者が出た時は、すぐに学校や警察へ連絡してください。

6 その他

インターネットに関するアンケート調査や居場所を提供する「まつきたルーム」の他に子ども・若者（39歳まで）を対象にした相談窓口「松茂・北島子ども・若者総合相談センター」を設置しています。また本紙「こうほう」やリーフレットを学校へ配付し、様々な情報をお届けしています。詳しくはホームページ（<https://itanotobu-ikusei-c.e-tokushima.or.jp>）をご覧ください。

《 自転車の青切符とは 》

自転車は幅広い世代に利用される身近で環境にやさしい交通手段です。しかし自転車が利用される中で関係する事故や自転車と歩行者の事故の発生件数は増加傾向にあり、交通ルールを守らない自転車利用者への苦情も寄せられています。そのため自転車の交通ルールの遵守を図るため、道路交通法が改正され令和8年4月1日から16歳以上を対象に自転車の交通違反に対して交通反則制度（青切符）が導入されました。

青切符の対象となる自転車の違反と反則金は次のようなものがあります。

- 携帯電話使用等（ながら運転）（一万二千元）
- 遮断踏切立入り（七千元）
- 車道の右側通行・信号無視・通行区分違反（六千元）
- イヤホン運転・傘差し運転・無灯火・一時不停止（五千元）
- 並進走行・二人乗り（三千元）

これらの違反が116種類あり、ほとんどが口頭や書面での違反・警告が原則となりますが、事故につながりやすい違反は指導や警告を経ずに青切符で摘発される方針です。昨年の自転車が当事者となった死亡重傷事故の75パーセントで自転車側に安全確認をしないといった法令違反がありました。自転車の交通違反は重大な事故につながる可能性があります。

自転車を安全・安心に利用するため、次の「自転車安全利用五則」を守るようにしましょう。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

自転車は軽車両に位置付けられ、自動車と同じ車両の一種です。自転車を利用する時は歩行者や他の車両に対し危険性が高い悪質な違反をせず、交通事故の加害者や被害者にならないように十分に注意しましょう。

《 薬物乱用のおそろしさ 》

薬物乱用とは違法薬物を使ったり、医薬品を大量に服用するオーバードーズにより健康を害することをいいます。違法薬物の中でも大麻は日本で最も検挙者が多い薬物です。また大麻から成分を抽出した大麻リキッドや大麻ワックス等の加工品が出てきており、より危険性が増しています。

SNSや広告でそれとなく薬物乱用を誘ってくるかもしれません。少しでも怪しいと思ったらその場を離れましょう

自分の心と体を守れるのは自分だけです。